

成年後見制度等活用に関する相談支援機関向けガイド
Ver1.0

令和5年3月
川崎市 健康福祉局

○はじめに

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方は、日々の暮らしにおいて様々な課題を抱える可能性があるほか、消費者被害等深刻な権利侵害にあう可能性が常にあります。そのため、そのような方々について、早期に適切な支援に繋げ権利を守ることが必要です。

○本ガイドの活用方法

本ガイドは、本人に判断能力や財産管理能力等に課題がある場合に、その課題を支援関係者間で共有し、支援策を検討する際に活用してください。本人の現状の課題については7ページ以降のチェックシートにより分析し、チェックシートで不足する本人の情報については、普段使用している相談記録などで補足してください。

（活用場面の例）

- ・財産管理能力に多少課題がある方で、近隣に親族などの支援者がいないため適切な支援策を検討する場面
- ・身寄りがいないため市長申立てによる成年後見制度の活用が必要となりそうな方について、区役所に相談する前に、現状の課題について整理する場面
- ・支援関係者間で本人の判断能力や財産管理能力等における課題を共有する場面
- ・成年後見制度の本人申立てや親族申立ての可能性について検討する場面

○支援策の検討

何らかの支援を必要とする方の情報は、現に本人を支援している方や支援機関、近隣住民、民生委員など様々な方面から寄せられます。本人の状況をよく把握している場合もあれば、把握していない場合もあります。また、虐待の相談・通報により、区役所が支援を必要とする方の存在を把握する場合もあります。

いずれの場合も、相談内容が必ずしも成年後見制度の利用に関するものではないかもしれませんが、成年後見制度も支援策の一つと捉えて、その必要性の予測を立てることが重要です。さらに、親族などの支援者がいない、または、支援者がいても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れ、適切な支援策を検討する必要があります。

支援策を検討する際は、どのような支援も本人の権利擁護のために行うものということを見失わないことが大切です。

○金銭管理支援事業について

ご自身で契約内容について理解が可能な方については、金銭管理等について次の支援事業がご利用いただけます。

事業の名称	日常生活自立支援事業	被保護者金銭管理等支援事業
実施主体	川崎市社会福祉協議会	川崎市
支援対象者	認知症や知的障害、精神障害等により金銭管理等に支援が必要な方 (原則生活保護受給者以外)	生活保護受給者で認知症や知的障害、精神障害等により金銭管理等に支援が必要な方
支援の内容	①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等預かり	福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理 書類等預かり 家計簿管理方法の提案・支援 貯蓄支援
利用料金	①② 月額 2,500 円 ③ 年額 3,000 円または 6,000 円	無料
受付窓口	各区あんしんセンター	各区保護課

※日常生活自立支援事業の利用にあたっては、事前に契約能力の審査があります。

○成年後見制度の活用検討について

成年後見制度は財産管理や介護・福祉サービスの利用契約、施設入所・入院の契約締結等の法律行為をひとりで決めることに不安がある方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行うものです。成年後見の申立てができる者は法律に規定されており、主に、本人、配偶者、4親等内の親族、市長村長となります。ただし、市長村長申立ては、本人の福祉を図るために特に必要があると認めるときにのみ可能です。

成年後見制度については、本市の制度普及啓発用パンフレットや横浜家庭裁判所ホームページに、より詳しい情報がありますのでご参照ください。また、意思決定支援については、国でとりまとめた各種ガイドラインがありますので参考にしてください。

（成年後見制度普及啓発用パンフレット）

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000016802.html>

（横浜家庭裁判所ホームページ）

https://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasaikouken/vcmsFolder_1588/vcms_1588.html

（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>

（障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

（意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00026.html

（身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/miyorinonaihitohenotaiou.html

○成年後見制度の活用における留意事項

本人や親族の方へ成年後見制度を説明する場合は、次の留意事項についても丁寧に説明し事前に理解していただくことが大切です。

- ・成年後見制度は、一度審判（後見人等が決定）されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。たとえ、申立てのきっかけとなった事案（遺産分割、保険金の受け取り等）が終了しても後見人等の業務は継続されることになります。

- ・後見人等は家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。申立て（利用申請）時に後見人等になって欲しい方を家庭裁判所に伝えることは可能ですが、必ずしもその方が後見人等として選任されるわけではありません。
- ・後見人等に対して、本人の財産から報酬の支払いが必要となる場合があります。（詳しくは次頁の、後見人等への報酬についてを参照ください。）

○後見人等の業務

後見人等は、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態や生活の状況に配慮して、身上監護及び財産管理に関する事務を行うこととされています。たとえ後見レベルであっても、自己決定の尊重や残存能力の活用等により可能な限り本人の意思を尊重し、身上配慮を行うこととされています。

なお、原則的には、契約等の法律行為のみが職務の範囲となり、本人を現実介護する等の事実行為は、後見人等の職務には含まれません。ただし、事実行為の全てを後見人等が行わないとすると、身上監護の実効性を損なうことにもなりかねないことから、通帳の保管や施設探しなどの法律行為に付随する事実行為については、職務の範囲に含まれると考えられています。

（後見人等が本人に代わって行う法律行為の例）

要介護認定の申請、介護・福祉サービスの利用契約、介護・福祉関係施設の入所契約、治療・入院等に関する契約、介護・福祉サービスや医療費の支払い、税金の申告・納付、預貯金の払戻し、不動産の売買、金銭の借入れ、保証人になること、原告として訴訟行為を行うこと、相続の承認・放棄、遺産の分割をすること等

※保佐、または、補助類型の場合は、上記行為のうち家庭裁判所から認められた特定の行為のみ行います。

（後見人等の仕事ではないこと）

日用品の購入や日常生活に関する行為（生活必需品の購入、公共料金の支払い等）、調理・洗濯・掃除等の家事援助、食事摂取・着替え・排泄・入浴等の身体介護、身分行為（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁等）、本人の身体に対する強制を伴う行為（手術や入院の強制、施設への入所の強制、介護やリハビリテーションの強制、健康診断の受診の強制等）、

本人が手術・注射等を受けることへの同意、施設・病院等における身体拘束への同意、延命治療の中止など、終末期医療・尊厳死に関わる決定、利益相反行為（本人と後見人等の間で売買契約や遺産分割協議等を行うこと）

○後見人等は、身元保証人・身元引受人にはなれません

施設（病院）への入所（入院）に際し、後見人等が身元保証人（身元引受人）になることはできません（ただし、後見人等が親族の場合、親族という立場で身元保証人や身元引受人になることはありえます。）。

身元保証人（身元引受人）になる親族等がおらず、どうしてもない場合は、契約書等の身元保証人（身元引受人）の欄を空欄のままにしておく、あるいは「身元保証人（身元引受人）」という文字を「成年後見人」と修正した上で後見人等が署名する、といった対応をとることが多いようです。

○後見人等への報酬について

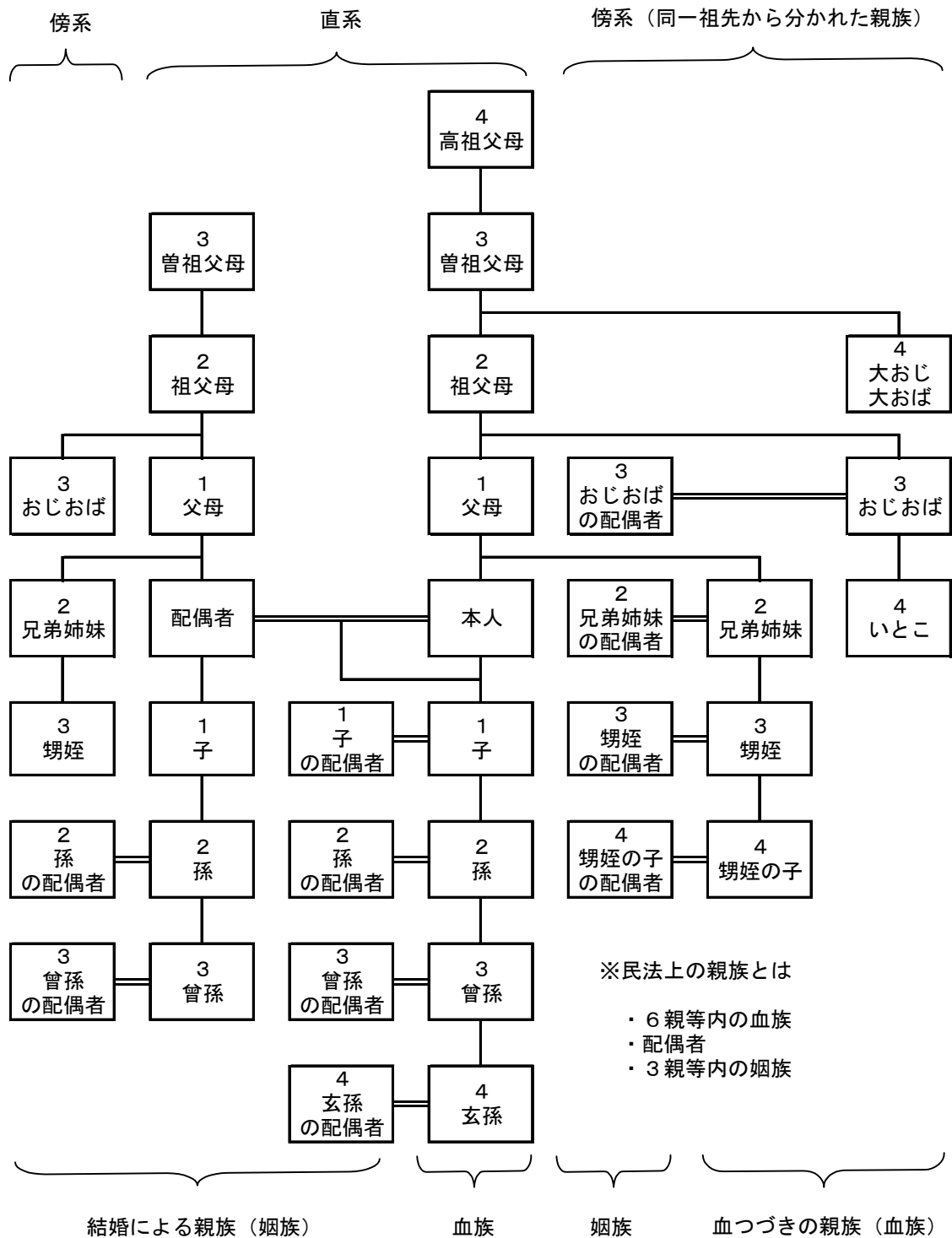
家庭裁判所は、後見人等（後見監督人等）及び本人の資力やその他の事情を考慮して、本人の財産の中から、相当な報酬を後見人等に与えることができるとされています。具体的には、後見人等（後見監督人等）が一定の活動期間（特に定めは無いが、1年程度の場合が多い。）の後に家庭裁判所に報酬付与の申立を行うことで、報酬付与の審判がなされます。

なお、ある程度経済的に余裕がないと成年後見制度は利用できない、と誤解されている場合がありますが、本市を含む多くの自治体では報酬助成制度を設けており、生活保護受給者やそれに準ずる低所得の方であっても、成年後見制度を利用できるようになっています。本市における報酬助成制度の詳細については、市ホームページに掲載しています。

（川崎市成年後見制度利用支援事業 案内ページ）

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000066653.html>

【四親等内の親族図】



支援検討チェックシート

1. 虐待による緊急性 ☐あり ☐なし

2. 虐待以外の緊急性 ☐あり ☐なし

⇒ありの場合 緊急を要する理由を下記に記載

--

3. 判断能力について

☐何らかの認知症、知的障害、精神障害を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。（補助相当）

☐日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。（保佐相当）

☐日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ介護を必要とする。知的障害の場合は A1、A2。（後見相当）

4. 財産管理能力

☐日常的な金銭管理に支援が必要。

☐通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。

☐年金・手当等の受取り手続きが必要。

☐生命保険などの請求の手続きが必要。

☐税金の申告が必要。

☐賃貸借契約の手続きが必要。

☐高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。

☐不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。

☐借金をしたり、他人の保証人になってしまう。

☐借金の整理、ローンの返済が必要。

☐遺産相続の手続きが必要。

☐裁判所の手続きが必要。

5. 身上監護

☐福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。

☐福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。

＜1～5までの内容から、成年後見制度の活用が必要と考えられる場合は、申立て方法の検討を行ってください。＞

6. 本人申立ての可能性について、下記4つの観点を参考に検討してください。

ア 本人が申立てを行う判断能力を有している

イ 本人が申立ての必要性が理解できる

ウ 本人が申立ての意思がある

エ 本人が申立て手続きを進めることができる

(代理申立利用・申立支援する場合も含む)

7. 本人申立てが困難な場合は、親族申立ての可能性について、下記5つの観点を参考に検討してください。

ア 4親等内の親族がいることがわかっている

イ 4親等内の親族が本人の状況を把握することができる

ウ 4親等内の親族が申立の必要性が理解できる

エ 4親等内の親族が申立の意思がある

オ 4親等内の親族が申立手続きを進めることができる

(代理申立利用・申立支援する場合も含む)

※4親等内の親族全てについて確認する必要はありません。確認できる範囲でご確認ください。

※専門職による代理申請を行う場合で、その費用の負担が困難な方については、法テラスで実施している特定援助対象者法律援助制度を活用していただくことで費用を免除できる場合があります。詳しくは法テラスのホームページをご覧ください。

⇒本人申立て、親族申立てどちらも不可能と考えられる場合は、各区地域みまもり支援センター高齢・障害課へご相談ください。